

資料 3

〔平成 29 年 3 月 17 日〕
〔地 方 財 政 審 議 会〕

総務大臣配分資産に係る平成24年度分から平成28年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（平成29年3月修正分）

資料 3-1

総務大臣配分資産に係る平成24年度分から平成28年度分までの
 固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(総括)(平成29年3月修正分)

(単位：千円)

年 度	追加		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
24	0	0	△ 252,088	△ 120,671	△ 252,088	△ 120,671	△ 1,689
25	0	0	4,761	9,642	4,761	9,642	135
26	0	0	125,647	73,191	125,647	73,191	1,025
27	0	0	557,031	413,734	557,031	413,734	5,792
28	1,753,039	876,519	△ 2,225,777	183,023	△ 472,738	1,059,543	14,834
計	1,753,039	876,519	△ 1,790,426	558,920	△ 37,387	1,435,439	20,096

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。